

令和 年 月 日

保護者様

兵庫県立神崎高等学校

### 学校感染症について（依頼）

標記の件について、「登校証明書」の提出をお願いします。

生徒が裏面の表にある感染症にかかった場合は、学校保健安全法により、本人の体力回復のため、また流行を防ぐためにも、出席停止の措置を取ることになっています。

受診した医療機関の医師から説明を聞いていただき、その内容を下記に記入して学校へ提出してください。その際、受診の証明になる薬剤処方箋等のコピーを添付してください。

「登校証明書」は、病気が治癒して登校が可能になり学校に出てくるときに提出してください。

---

### 登校証明書

年 組 番 氏名

保護者名 印

- 1 診断名 \_\_\_\_\_
- 2 症状 発熱・咳・鼻水・嘔吐・下痢・発疹・その他（ \_\_\_\_\_ ）
- 3 症状出現日 令和 年 月 日
- 4 受診日 令和 年 月 日
- 5 医療機関名 \_\_\_\_\_
- 6 医師から登校に関して受けた説明
  - ・  月 日から登校して良い。
  - ・ （ \_\_\_\_\_ ）な状態であれば登校して良い。
  - ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）
- 7 処方薬 \_\_\_\_\_
- 8 学校を休んだ期間  月 日～ 月 日
- 9 その他  
インフルエンザ・麻疹（はしか）の場合：解熱した日  月 日

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	病 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、痘そう クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、ペスト 重症急性呼吸器症候群（SARS） 特定鳥インフルエンザ 中東呼吸器症候群（MERS） 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有のせきが消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	すべての発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師の判断で感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、 ※その他の感染症	医師の判断で感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症には、溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナなどが含まれます。

※受診の際、登校可能となる日を必ず医師に確認してください。

児童・生徒(小学生以上) インフルエンザ発熱期間と出席開始日の目安										
発熱期間	第0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目		
2日間							出席可能			
3日間							出席可能			
4日間							出席可能			
5日間								出席可能		
6日間										出席可能

※ 1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。

発熱あり 発熱なし